国富町介護保険施設等物価高騰対策支援金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、エネルギー価格、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける町内の介護保険施設等の負担軽減措置として、令和５年度予算の範囲内において実施する国富町介護保険施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、介護保険施設等の経営の安定化を図り、介護サービスの提供体制の確保に資することを目的とする。

（交付対象者）

第２条　支援金の交付の対象となる者は、令和５年７月１日において、本町に所在する、別表に定める介護保険施設等を運営し、交付申請時に当該事業を継続している事業者とする。

（支援金の内容）

第３条　支援金の額は、別表に定めるとする。

（交付申請）

第４条　支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

⑴　国富町介護保険施設等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第１号）

⑵　その他町長が必要と認める書類

（申請期限）

第５条　前条の規定による交付申請の期限は、令和５年12月４日までとする。

（交付決定）

第６条　町長は、支援金の交付を決定したときは、国富町介護保険施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第２号）により通知し、申請者が指定する口座に支援金を振り込むものとする。

２　町長は、前項による支援金の交付決定にあたっては、支援金の交付目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（交付決定の取消し等）

第７条　町長は、次のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取消し、支援金を返還させることができる。

⑴　第２条に定める条件を満たさないことが判明したとき。

⑵　その他町長が支援金を交付することが適当でないと認めたとき。

（関係書類等の保存）

第８条　支援金の交付を受けた者は、当該支援金に係る関係書類等を、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

　　附　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行し、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。